



2021年9月6日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社  
代表者名 代表取締役 倉田 陽一郎  
(コード : 2437 東証 JASDAQ スタンダード)  
問合せ先 取締役 岡崎 奈美子  
(TEL. 03-5537-8024)

### 当社株主による質問書への回答書

当社は、当社の株主であるサイブリッジ合同会社から 2021 年 9 月 2 日に「質問書」を受領いたしましたので、以下のとおり回答いたします。その内容につきましては、添付の別紙 1 「質問書」のとおりです。

#### 1. イセ株式会社と貴社との間の本基本合意に基づく具体的な取引の状況について

現在、2021 年 6 月 1 日に締結しました基本合意書に基づき、具体的な美術品の選定、販売方法などの計画を立てており、今期中に実現できると思っております。対象美術品の引き渡し（移動）につきましても本計画の進行過程において、然るべきタイミングで順次行なってまいります。ただし、詳細な内容につきましては、経営戦略及び取引上の重要な事実にあたるため、公表すべきものではございませんので控えさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、「貴社取締役会としては、そのようなリスクを認識していたものの契約上は特に手当をせずに、株式交換後に基本合意がされている内容の取引が実行されない可能性のある内容でイセ株式会社と基本合意を行っているという理解で間違いないでしょうか。」とのご質問ですが、そうではございません。

以下、「2. 伊勢氏個人との基本合意契約の交渉状況について」の回答でも述べておりますが、基本合意の不履行に対するリスクを回避するため、伊勢氏個人との基本合意契約も進めております。

また、実際に上述の通り、イセ株式会社との基本合意契約に基づき、売買計画が進行中でございますので、もともとの基本合意の不履行に対するリスクも回避できるものと考えております。

当社は、株主の皆様の利益を第一に考えております。皆様の利益につながるよう日々努力しております。

## 2. 伊勢氏個人との基本合意契約の交渉状況について

当社監査役会から本株式交換に同意する条件として、伊勢氏個人との美術品専属売買基本合意契約の締結を条件に本株式交換に同意をする「条件付き同意」の意見を表明しております。これは、伊勢氏のコレクションが法人所有のみならず個人所有のものも存することから、伊勢氏の個人所有のコレクションの一部でも専売権を有していることが、第三者機関の評価を超えたプレミアム部分の補填の補償になるという監査役の認識でございました。

それを踏まえ、2021年8月25日付「当社株主による事前質問状への回答書」において、「当社と伊勢氏個人との基本合意契約の概要と締結可能性および具体的な予定については、継続して協議中」と述べました。目下、アイアート社が当社グループの傘下に入ったことを記念して、当社では、伊勢氏が所有する伊勢コレクションに係る特別オークション開催の準備を進めています。

以上

写真1

2021年9月6日

Shinwa Wise Holdings株式会社  
取締役・監査役 各位

サイブリッジ合同会社  
代表社員サイブリッジホールディングス株式会社  
職務執行者 水口翼

### 質問書

まず、2021年8月26日開催のShinwa Wise Holdings株式会社（以下「貴社」といいます。）の定時株主総会で議案となっておりました事項について、サイブリッジ合同会社（以下「当社」といいます。）からの質問に対してご回答いただいたことにつきまして、貴社の担当の取締役、監査役ほかご協力をいただいた皆様にお礼申し上げます。

当社としては、貴社によるアイアート株式会社（以下「アイアート」といいます。）を完全子会社化する株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関する契約の承認については反対をいたしましたが、2021年8月26日付「第32回定時株主総会決議結果に関するお知らせ」により開示されているとおり、貴社とアイアートとの株式交換契約承認の件は原案どおり承認可決されておりますので、当社としても本株式交換を契機として貴社の企業価値が向上して行くことを祈念しております。

他方で、本株式交換における株式交換比率は、第三者算定機関が算定をした算定レンジを超えたものとなっており、相当のプレミアムが加えられた株式交換比率となっております。この点について、2021年8月25日付「当社株主による事前質問状への回答書」において、アイアートの株主であり、貴社の取締役会長である伊勢彦信氏が取得してきたアート作品の所有管理を行うイセ株式会社と貴社との間でかかるアート作品に関する専売権の取得に関する基本合意書（以下「本基本合意」といいます。）が締結され、かかる契約が実行されることで貴社に十分な利益がもたらされることから、かかるプレミアムを加えた株式交換比率としたとの内容のご回答をいただいております。さらに、貴社監査役会は本株式交換について、株式交換比率の前提となっているアイアート社の会社評価について第三者算定機関の評価額最大値を超えていることから、少なくとも伊勢氏個人との美術品専属売買基本合意契約の締結を条件に、本株式交換に同意をする意見を表明しております。

この点に関連して、貴社の発行済株式359,100株（持株比率：4.82%）を保有する筆頭株主である当社は貴社に対して、本質問書を提出し、下記の質問に対して具体的な内容を伴う回答を求めます。

また、公平な情報開示の観点からすべての株主の皆様も平等に確認できるよう、2021年9月6日正午までに貴社ウェブサイト上にて回答を公開することを求めます。

万が一、本質問書記載の質問に対して、了解可能なご回答をいただけなかった場合には、当社は、本株式交換の差止め、貴社取締役に対する責任追及等の手段を具体的に検討せざるを得なくなることを付言いたします。

## 記

### 1. イセ株式会社と貴社との間の本基本合意に基づく具体的な取引の状況について

2021年8月25日付「当社株主による事前質問状への回答書」において、本基本合意に基づく取引の具体的な状況については「目下現在進行中」であり、本株式交換の実行が本基本合意実行の前提条件となっているという回答をいただいております。本基本合意実行の前提条件とされていた本株式交換について貴社定時株主総会で承認決議がされておりますので、イセ株式会社との取引の実行に向けて進められているものと考えておりますが、本基本合意に基づく取引の具体的な状況についてご説明を願います。

本質問にご回答をいただく際には、対象となるアート作品の選定状況、アート作品の貴社への引き渡しの有無（引き渡しを受けていない場合には引き渡しを受ける時期の目安）、取引が実行される時期の目安などについて本基本合意において定められている規定なども踏まえて具体的にご説明を願います。

なお、2021年8月25日付「当社株主による事前質問状への回答書」において、「当社としては、株式交換後に基本合意が実行されないことが最もリスクがあり」との記載がございますが、貴社取締役会としては、そのようなリスクを認識していたものの契約上は特に手当をせずに、株式交換後に基本合意がされている内容の取引が実行されない可能性のある内容でイセ株式会社と基本合意を行っているという理解で間違いないでしょうか。

### 2. 伊勢氏個人との基本合意契約の交渉状況について

貴社監査役会は本株式交換について、少なくとも伊勢氏個人との美術品専属売買基本合意契約の締結を条件に本株式交換に同意をする「条件付き同意」の意見を表明しております。一方で、2021年8月25日付「当社株主による事前質問状への回答書」において、「当社と伊勢氏個人との基本合意契約の概要と締結可能性および具体的な予定については、継続して協議中でございますので、現状でお答えできることはございません。」と貴社から回答をいただいております。

この点についても、本株式交換について貴社定時株主総会で承認決議がされたことで、伊勢氏個人との基本合意契約の締結に向けて交渉を進められているものと考えておりますが、かかる交渉の状況について契約が締結される時期の目安を含めて具体的にご説明を願います。

以上